

宮城県中央児童相談所長 様

宮城県中央児童相談所の第三者評価  
**報告書**

(令和 5 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で宮城県中央児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

58項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
<b>総評</b>	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	17



# 総評

(2023年12月14日～15日 実地調査実施分)

## 総評

○宮城県中央児童相談所（以下、「児相」とする）は数年かけて体制の見直しを行っています。例えば以前は児童福祉司 8 人に対し SV が 1 人であったところ、昨年度は児童福祉司 8 人に SV が 2 人、本年度は児童福祉司 3 人に対して SV が一人配置されているため、職員が安心して業務に専念できる体制ができていました。その結果、昨年度は年度途中の退職者が 4 人であったのが、今年度は自己都合による 1 名でした。この手厚い職員体制は全国のモデルになる取り組みであると思われます。

○さらにインテーク部門（家庭支援 1 班）を設け、警察からの通告などの調査を迅速に対応するチームと、それ以外の情報の初期調査をするチームの 2 つのチーム（それぞれ児童福祉司と SV）を設けられています。これにより、在宅支援（家庭支援 2 班：地域ごとに 3 チーム）や施設入所・里親委託児へのケア（家庭支援 3 班：施設と里親の 2 チーム）の体制で、本来児相が継続的にかかわる必要がある事例に、丁寧に対応することができていました。児童福祉司業務を 3 つに分けることは全国的にも行われていますが、さらに「チーム」という形態で業務を分け、それぞれに SV がつく体制は全国のモデルになる取り組みだと思えます。

○その結果、①全ケースの進行管理を定期的に行い、②所長も参加するアセスメント会議において、ケースの進行に合わせた対応班の変更、およびそれに伴う担当者の変更について確認し、③市町村を含めたケース会議を児相主催で開催したり、④施設入所・里親委託中の子どもに毎月一回は面接するなど、さまざまな取り組みができていました。

これらのことは、第 2 班・第 3 班の児童福祉司一人当たりの持ち件数が約 20 件という驚異的な少なさにより実現できる面もあると思います。

○ただし、顧問契約している弁護士 2 人の児相来所頻度が各月 1 回、半日間であることは、児童福祉法第 12 条第 4 項が求めている「児童相談所に弁護士の常時配置」とは言えない状態です。

弁護士が常時配置されると、児童福祉司による裁判関係の書類作成負担が減ることと同時に、児相の援助方針決定に法的な根拠も得られます。さらに保護者が抱える債権や国籍・戸籍問題、接近禁止命令、面会通信制限、加えて性的虐待への対応の際に、被虐待の子どもの代理人を付けられるような助言や弁護士会等との調整も可能になります。加えて、援助方針会議に弁護士が参加することで児相の支援の幅が広がります。

さらに 2025 年度からは、親権者の同意が得られない一時保護等の場合には、裁判官に対して一時保護状を請求し、審査の結果として一時保護状の発布が必要になる予定です。また保護者からの情報開示請求の増加など、児相の法務の増加が見込まれています。

これらの状況を考えると現状の弁護士体制では不十分と思われる、改善が必要です。

○また児童相談所と兼務している子ども総合センターの児童精神科医 2 人も同様に、各月 1 回、半日間の勤務では不十分と思われます。被虐待児の診断・支援だけでなく、虐待する保護者のメンタルヘルスは大きな課題です。現在でもさまざまな業務に対応していただいているようですが、現在の時間数では十分には対応できていないと判断しました。児童精神科医で児相に来ていただける方は少ない現状は理解できますが、援助方針会議への参加を含め、児童精神科医の充実が必要です。

○さらにメンタルヘルスや発達課題を抱えた親子の事例が増えています。そのような子どもの一時保護先も限られており、援助方針の決定にも困難を生じているようです。児相だけの努力では限界のある問題ですので、県全体でメンタルヘルスや発達課題のある親子への支援策の強化が必要だと思えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○熱心かつ丁寧にケースに対応されており、職員同士、上司との関係も風通しがよく、職員が守られている雰囲気を感じました。</p> <p>○職員一人ひとりが子どもを主体として業務に取り組み、特に子どもの意向を常に意識した対応が徹底されていました。また、家庭養護の拡大に向け、“社会的養護を余儀なくされたケース”においても可能な限り家庭養護を目指したり、親子再統合に向けて地域と連携をして働きかけをしており、評価できます。</p> <p>○一方で、一人ひとりの子どもが持つ特性に応じた社会的養護を選択するという柔軟性も持ち合わせることも必要と思われる。</p>
児童相談所	<p>○ここ数年で組織を整備し、「チーム」として児童福祉司 3 人に SV がつく体制は全国のモデルになる取り組みだと思います。</p> <p>○ただし弁護士や精神科医など、専門職種の積極的に活用できるような配置の仕方が必要だと思います。</p> <p>○弁護士については、県の負担が不要な「日本弁護士連合会委託援助事業」の制度を積極的に活用してはいかがでしょうか。</p> <p>○児童福祉司の SV は担当ケースを持たないようですが、児童心理司の SV は困難事例を担当しているようです。新人が増加し仕方がない面もありますが、その結果、児童心理司が相談できにくい面もあるようです。児童心理司 SV の業務内容については、検討が必要ではないかと思います。</p>
設置自治体	<p>○近年の体制整備、特に SV の充実が評価できます。</p> <p>○ただし児相の管轄地域が仙台市を挟んで南北に分断されており、距離的な課題もあるため、分室を作るか、児童家庭支援センターを設置するなどの対応が必要と思われる。</p> <p>○また医師や弁護士などの専門家による支援が日常的に受けられるよう、国が求めている「常時配置」の、より充実した体制を整えるための予算措置が必要です。特に弁護士については、援助方針会議への出席等で法的観点からのアドバイスを受けることにより、子どもの権利擁護に結びつけることができます。</p> <p>○さらに、より重篤な虐待事案への対応を迅速かつ適切に行うべく、児童相談所が受理する相談・対応の大きな割合を占める、療育手帳の判定業務を児童相談所で担う必要性について検討することも必要かもしれません。</p>
国	<p>○宮城県中央児童相談所での児童福祉司 3 人に SV1 人の体制は、児童福祉司の安心とケースへの適切な対応を可能にしています。そのため現行の「児童福祉司 5 人に対して SV1 人」という現在の基準の見直しが必要だと思います。</p> <p>○さらに宮城県中央児童相談所では、医師や弁護士は兼任等で月 1 回が 2 人ずつであり、国が求めている「常時配置」には遠く及ばない状態です。国として医師や法律家などの専門家による支援が充実されるためには、各自治体に対する人材確保や財政的な支援が必要と思われる。</p>



## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○個々のケースでは子どもの権利を重視した対応が行われています。</p> <p>○援助方針会議では、子どもの意向や保護者の発言も丁寧に紹介されたうえで児相の援助が決定されており、援助に子どもの意向が反映されていました。例えば会議資料においても、「子どもの意向」が関係機関や保護者の意向よりも先に記載されており、子どもの意見表明権を意識した姿勢が強く表れています。</p> <p>○ただし、施設入所中の子どものアンケートでは「子どもの権利ノートを持っている」割合が 1 割強、と極めて低い状態でした。施設入所中の子どもには月 1 回面会するという素晴らしい取り組み行われていますので、年度当初の面会の時には権利ノートを確認し、児童福祉司の異動があれば担当者の名前を書き換える等の取り組みが必要だと思われます。</p> <p>○また、現在、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ改訂中の“施設入所・里親委託中の子ども向け権利ノート”については、作業を急ぐ必要があると思われます。現在は措置入所等の子どもたちに対して権利告知を口頭で行っているようですが、口頭のみでの実施では不十分です。改訂版が作成されるまでの間は過去の権利ノートを交付し、改訂版は改めて交付するなど、子どもらが手元で保管ができるような体制は維持すべきと考えます。</p> <p>○さらに改訂版のノートは子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、施設職員・里親・一時保護所職員において内容の理解や説明の仕方の標準化などに積極的に取り組むことが望まれます。特に社会的養護下にいる子どもたちが権利ノートを持つことにより、第 3 者委員や児童福祉審議会へ意見を提出する機会を提供できるような検討が必要です。</p> <p>○ところで、一時保護中の子どもへの意見表明支援を弁護士が担っているようですが、表明された意見の実現支援の方に弁護士を活用してもよいのではないのでしょうか。いくつかの児童相談所設置自治体では、一時保護された子どもに「弁護士に代理人を頼める」ことを説明し、希望した子どもには弁護士会に依頼して代理人になる運用をしています。県としての予算措置が不要な取り組みですので、ご検討いただければ幸いです。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
No.3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○数年かけて児相の組織を見直し、児童福祉司 3 人につき SV 1 人を配置した体制は全国のモデルになる取り組みだと思えます。また、初期対応、在宅支援、社会的養護の 3 班体制を設け、さらに班の中でチーム分けをしており（SV 1 人に対しチーム員が 3 人）、組織として対応する姿勢が明確になっています。そのため役割の明確化と迅速な対応を進めることができていました。特に SV は個別事例を担当しないため、緊急な事案や重篤な事案において迅速かつ適切に対応がなされています。その結果、児童福祉司が安心して相談でき、子どもや家族、関係機関との良好な対応ができていました。昨年度は 4 人の中途退職者が出たのに反し、今年度は退職者が自己都合による 1 名となっているのは、このことが要因だと思えます。

○また、組織風土として「上司や同僚に気軽に相談できる職場」が定着しているのも、特徴だと思えます。その結果、現場の SV 職員へのヒアリングから“担当職員や SV が組織に守られていると実感できる”と聞かれることは、全国のモデルになる取り組みだと思えます。

○さらに今年度導入予定の A I の活用による電話の自動記録の導入など、組織力の向上に取り組んでいることは評価できます。

○ただし、人員増加によって児童福祉司と児童心理司の部屋が分離されたことで、タイムリーな情報共有や連携がとりにくくなっています。今後も通告件数の増加に伴い、職員の数を増加させる蓋然性が高いことからすれば、物理的に場所の確保が不可欠といえます。建物の改修は容易ではありませんので、一例として、個々の職員が机を持たないオフィススタイル（フリーアドレス）も考えられます。このスタイルは一部の児童相談所で既に実施されており、貴児相でも個々に PC は支給されていますので対応できるのではないのでしょうか。もちろん、個々のロッカーなどの設置が別途必要とはなりますが、これにより、今後さらに児童福祉司（及び児童心理司）が増えたとしても対応が可能かと思えます。

○職員育成のための研修は充実していました。特に弁護士による年 6 回の法律面での研修は役に立つと思われます。一方、全国的傾向でもありますが経験年数の浅い職員の割合が増えているため、研修等による知識やスキルなどを学ぶ機会の確保とともに、計画的な人材育成戦略の検討が課題です。

○また総論で書いたように、弁護士や精神科医の増員（来所していただく頻度の増加）は必要でしょう。

○さらに児童心理司の SV は主に困難事例の対応をしており、その結果、児童心理司が相談したい時にタイムリーに SV に相談できない事態があるようです。困難事例への対応と新人育成の両立をどのように確保するか、検討いただければと思います。

○紙媒体と児童相談システム上での情報管理が並立しており、特に電子上のケース記録を過去にさかのぼって入力できる現在のシステムでは、改ざんが発生する可能性があります。例えば 3 ～ 4 か月経過により記入が制限されるようになると、必要な記録をタイムリーに作成するよう各自が心がけるようになったり、改ざんの恐れがなくなるメリットもあります。また、「児童相談システムは開示請求では公開しない」という現行の認識は、法的に疑問を感じました。県の法務部門に一度ご確認ください。

○児童記録票等がシステマティックに管理共有されており、一時保護所や管理職もタイムリーに個々の事例の状況確認ができるようになっています。一方で通知書等の作成はすべて手作業であるため、児童記録票等から保護者や子どもの名前が自動で作成されるようになると、児童福祉司の負担は軽減し、またヒューマンエラーも少なくなると思われれます。システム改修には予算の確保が必要ですが、書類作成で児童福祉司の本来業務の時間が取られている現状の改善は必要と考えます。

○対外的には、管轄内に7市14町1村があり、まさしく市町村との連携、後方支援が欠かせません。貴児相では積極的に要保護児童対策地域協議会等を活用し、情報共有や役割分担などについて丁寧に協議を行っています。特に、個別ケース会議を児相主催で積極的に開催することなどにより、支援内容などに踏み込んだ支援の取り組みは高く評価できます。

○また、管内警察署や地元弁護士会との連絡会に加え、医療機関と児童相談所のネットワークを構築するなど、関係機関との連携についても組織的に取り組んでいます。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	A

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

#### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○虐待通告ケースについて、毎週の援助方針会議等を通じて、受付・調査・初期対応を組織的に確認し指示を出すなど、的確に進められていました。また、一時保護中・施設等に措置中のケースについても、随時援助方針会議等を通じて、様々な職種・職階の職員が意見を闊達に出し、多様な角度からの組織的検討がされおり高く評価できます。さらに一時保護決定・解除などに際して市町村の意見を十分聴取するとともに、積極的に市町村や関係機関と個別ケース会議の開催を進め、結果在宅支援内容の十分なすり合わせと確認を通じて適切な対応を行っていました。

○これらのことは、今年度から初期対応を中心的に担うインテーク部門（家庭支援1班）を設置したことで、迅速な対応と継続的な児相のかかわりが両立できたことに依るものと思われれます。

○初期調査（家庭支援1班）は毎月、在宅支援（家庭支援2班）は2月に1回、施設・里親支援（家庭支援3班）は年3回、すべてのケースについて、所長も加えた「検討会議」で現状と支援方針の見直し、確認が行われていることも、児相の進行管理として全国のモデルになる取り組みだと思えます。その頻度は画期的ですが、特に在宅支援ケースへの丁寧な進行管理は素晴らしいと思えます。

○さらに初期調査から在宅支援へ、在宅から施設・里親へ、施設・里親から在宅支援へと担当する班が変わるごとに、所長も出席する「アセスメント会議」で確認が行われ、丁寧なソーシャルワークが行われていました。

○一方で、児童虐待ケースの増加や深刻化、障害や発達特性などのある子どもの増加、家族形態の流動化などが進行する中で、既に援助方針会議で虐待の背景や家族力動などについても議論されてはいましたが、保護者の見立てを含めたより一層、多角的、重層的なアセスメントを行うためにも、今後は弁護士や医師などの多職種による助言・参画について検討が必要であると思えます。

○「情報提供」または「ケース移管」を行う際の手続きについては、受ける場合、送る場合も方針決定は組織的に行われており、移管先・元の児童相談所と「顔と顔をあわせた」情報共有・協議が丁寧に実施されていました。しかしヒアリングで紹介された事例のように、養育者が変わる場合などにおいては、より丁寧な養育者及びその養育環境等の調査・アセスメントを行うことが子どもの福祉の観点からは重要であり、今後は一層の取り組みを望みます。

○施設向けアンケートの回答に、「毎年増加する虐待ケースの対応で、措置した入所児童まで丁寧に見る体制や時間的余裕がない状況にあると思えます」との記述がありました。全国的にも、入所児童に占める被虐待児童の増加に伴い、施設不適應等の問題が表面化しています。また児童福祉施設の小規模化・分散化の動きに伴い、家庭的養育における課題、職員の定着が大きな課題となっています。このような厳しい現状のなか、施設不適應児童の一時保護の実施や、各種プログラムを活用することなどにより家族再統合支援にも積極的に取り組んでいることは評価できます。今後も、施設支援を一層進めることが望まれます。

○援助方針会議で市町村関係機関の役割分担まで決めていることは評価できる一方で、市町村側からは「決定が先にあって後で説明される」という声もありました。今後は協働により、さらなる協力関係の形成と相互理解が進むことを望みます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	S
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.18	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.19	アセスメントが適切に行われているか	A
No.20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	S
No.23	援助方針の内容は適切か	A
No.24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	S
No.28	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	B
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

#### 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案	
<p>○施設入所・里親委託のケースにおいて、生活の安定している里親委託児童は一部例外とするものの、それ以外の子どもは少なくとも月1回を目途に面会を行い、その他必要なケースではさらに頻回に施設等に出向いて面会等をしており、子どもに真摯に向き合っています。さらに年長児については、保護者との面談でお互いに意見を伝えあう機会を作り、それを福祉司が手助けする場面を設けるなどして、親子再統合に向けたアセスメントを積極的に行っていることは評価できます。これは今年度から家庭支援班を3班体制に改編した影響も大きいと思われました。</p> <p>○また施設等措置児童のケアニーズが高まる状況を踏まえ、令和5年度に対応指針の改定を行うとともに、施設長と所長等による業務連絡会、主任級職員による意見交換会を開催するなど課題の整理に取り組んでいます。その結果、「事案が発生すれば、頻繁に足を運び、迅速に対応している」と、施設や里親との信頼関係が形成されていることがアンケート回答から伺われます。</p> <p>○ただし既に述べましたが、権利ノートの活用や施設措置・里親委託中の権利ノートの早急な改訂が求められます。また面会通信制限を含めた法的対応については、日ごろから弁護士による助言を受けられる体制が課題です。</p> <p>○家庭養育の推進については、民間の家族再統合支援機関と連携し、令和4年度は19人を家庭復帰に繋げるなど、積極的に取り組んでいることは評価されます。</p> <p>○また現在、里親担当チームは、里親担当3名と非常勤の里親委託専門相談員の外、必要に応じて児童心理司も加え、組織的な取り組みを行われています。今後はフォスタリング機関と連携を図り、ペアレントトレーニングの視点を導入した里親への訪問支援などを取り入れ、里親支援の実績を積み上げられることを期待します。</p> <p>○一方、家庭養育優先の原則に基づく里親委託件数の増加に伴い、里親不調の事例も発生してきています。里親不調は、里親支援が十分だったのかの視点が必要と考えるため、今後は里親支援の一層の充実はもとより、里親委託の決定に当たっては、子どもの特性に応じ、慎重な委託先の検討が求められるとともに、里親全体の資質向上に向けたさらなる取り組みが求められます。</p>	

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A

No.35	援助方針の見直しが適切に行われているか	S
No.36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.39	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.44	18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
<p>○里親に関するチームを整備し、4名（常勤3・会計年度1）に加え、時に児童心理司と連携した多角的な検討と支援を進めており、マッチングの判断の際には所長を含め、関係職員による組織的な判断を実施しています。このように里親委託推進や特別養子縁組を推進している点は評価します。</p> <p>○特に「里親委託後半年間は、里親と里子に月1回、フォスティング機関とは別に児童福祉司と児童心理司が面会していること」、「一時保護委託についても積極的に里親を利用していること」、「特別養子縁組後も6月間児童心理司がかかわり続けること」、「児相長による特別養子の適格性の確認を求める特別養子縁組確認審判（第一段階）申立にも取り組み、その後、養親候補者からの養子になるべき者との適合性の判断を求める特別養子縁組成立審判（第二段階）の申立を進める」など、これらは全国のモデルになる取り組みだと思えます。</p> <p>○パーマナンスー保障ため、年3回、施設入所・里親委託中の子どもについて養子縁組の可否等に関するアセスメントの見直しを行うなど、積極的な支援の姿勢が見受けられます。ただし、ヒアリングでは養子縁組が2歳になった事例もお聞きしました。子どもの愛着形成に重要な時期であるため、早めに判断できる仕組みを作るなどの取り組みが必要だと思えます。</p> <p>○もっとも重篤な虐待を受けた子どもの場合、親子再統合は困難であるうえ、家庭養護（里親委託）での対応が困難になるケースが見受けられます。トラウマなどへの対応に専門家の支援なくしては対応が難しいケースが多く、「その子ども」にとってどのような選択をするのが良いか、初めから専門的な関わり合いが可能な児童養護施設や心理治療施設等を選択肢に入れるなど、個別に考慮しても良いと思われれます。</p> <p>○さらに管内市町村が多く、里親制度等に関する理解や家庭養育推進に向けた取り組みを、足並み揃え連携して進めるためにも、一層、里親支援センター等と連携した研修実施や広報啓発の取り組みを進められてはどうか。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.45	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	S
No.47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A



## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか  
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○援助方針会議では子どもの意向や保護者の声も十分に紹介されていました。これは日ごろから子どもや保護者の声を聞いていることの反映だと思われます。</p> <p>○施設入所後も親子関係再構築に向けたアセスメント会議を定期的に設け、多角的な観点から保護者に適切な指導・支援を行っています。また、市区町村等の関係機関と連携して家庭訪問をするなど、在宅に戻った際に地域での見守りも並行して行えるよう、関係機関と密な連携をとった支援がなされており、評価できます。</p> <p>○外国語を主要言語とする保護者に対して意思疎通が図れるよう、通訳等を手配するなど工夫をしていました。しかし緊急性の高い事案等においても迅速に対応できるよう、AI 通訳機を常備するなどの取組みが今後は必要だと思います。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○市町村や関係機関の理解を得るために児相主催のケース会議を積極的に行っていることは、全国のモデルになる取り組みだと思います。そこへ市町村の参加を促し、スムーズな事案送致を図ったり、市町村職員の育成が行われていました。その結果、市町村へのアンケートでも、「相談に迅速に対応している」「時間外での対応や困難事例に対する丁寧なアドバイスが得られている」と、求めに応じて適切な支援が行われていると評価されます。</p>	
<p>○一方、班編制の見直しにより、市町村を担当する窓口が不明瞭になるなど、「以前の地区割りの方が良かった」との意見もみられました。この課題を解消するため、今年度から、管内市町村を3区域に区分したチーム制としました。地区担当制、チーム制双方のメリットデメリットを考慮し、市町村とのより良い関係ができる体制の検討が引き続き必要でしょう。</p>	
<p>○ただ市町村の相談対応力に差があるため市町村と児相との役割分担を一律決めることはせず、個々の市町村への事例に応じた連携になっています。マニュアルが絶対ではありませんが、市町村担当職員を中心にケース対応の基本的なルール化を考えてもいいのではないのでしょうか。</p>	
<p>○また児童相談への対応力の格差解消が課題となっており、市町村職員に対する研修を積極的に行っているところですが、今後は研修以外の取組として、市町村が主担当のケースの面接や家庭訪問に同行する、家族の抱える課題のアセスメントや支援方法の検討を一緒にするなど、具体的事例を通じたOJTを行うことで、市町村での専門性の向上を強化していくことを期待します。</p>	
<p>○児童福祉審議会へは判断に迷う事例の審査を諮問しているようですが、子ども虐待対応の手引きでは児童福祉審議会については、親権者や子どもと児相の方針が違う場合など法的対応を要する場合に加え、所長が必要と認める場合についても意見を求めることができることとされています。多角的な観点から意見を聴き、または児童福祉審議会の承認を得ることは児相のケース運営においてもメリットは大きいと思われます。今後、一層複雑化する事例に対して専門的意見を求めるなどの取組みを進めてはいかがでしょうか。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B